

別紙 10 環境負荷軽減型持続的生産支援

第 1 事業の実施方針

我が国の畜産業における温室効果ガス排出量は、我が国全体の約 1 %であるが、我が国の農林水産分野における約 4 %のうち約 3 割を占めている。世界的に温室効果ガス排出削減の取組が重要となる中、畜産業の中で排出量の多い酪農・肉用牛経営においても、温室効果ガス排出削減に取り組むことが求められている。このため、酪農・肉用牛経営において、飼料生産基盤を確保しつつ、温室効果ガスの排出量削減のための取組を支援する。

第 2 事業内容

本事業は、飼料作付面積を確保しつつ（一部取組を除く）、酪農経営者、肉用牛等経営者（生乳出荷実績のない乳用牛のみを飼養する経営者を含む。以下同じ。）、酪農経営者組織又は肉用牛等経営者組織（以下「酪農・肉用牛経営者等」という。）が行う温室効果ガス排出削減の取組を支援する事業であり、

- ① 酪農・肉用牛経営者等に対し、飼料作付面積等に応じて交付金を交付する「環境負荷軽減型持続的生産支援事業」
- ② ①の実施のための推進活動、現地確認、温室効果ガス排出削減効果の検証調査等に必要となる経費を助成する「環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）」及び「環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）」

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体及び事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 環境負荷軽減型持続的生産支援事業
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）
Ⅱに定めるとおりとする。
- 3 環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）
Ⅲに定めるとおりとする。

I 環境負荷軽減型持続的生産支援事業

第1 事業内容

本事業は、第2に掲げる要件を満たす飼料作物（牧草を含む。以下同じ。）の作付面積を確保しつつ、酪農・肉用牛経営者等が行う温室効果ガス排出削減の取組に対し、国が予算の範囲内において、第3に規定する交付金交付対象面積等に応じて交付金を交付する事業とする。

第2 交付金の交付要件

次の要件を全て満たす酪農・肉用牛経営者等を第1に規定する交付金の交付対象とする。

- 1 酪農経営者及び肉用牛等経営者（以下「酪農・肉用牛経営者」という。）又は酪農経営者組織及び肉用牛等経営者組織（以下、「酪農・肉用牛経営者組織」という。）は次の要件に適合することとする。

（1）酪農・肉用牛経営者

酪農経営者については、自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷実績があること。肉用牛等経営者については、原則として事業実施年度に牛の出荷・販売実績があること。

（2）酪農・肉用牛経営者組織

（1）の酪農・肉用牛経営者が直接の構成員となっている法人又は集団であって、以下の要件を満たしていること。

ア 法人にあっては、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人であること。

イ 集団にあっては、次の事項を内容とする規約を有するとともに温室効果ガス排出削減に配慮した酪農・肉用牛経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

（ア）集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

（イ）集団の運営及び構成員の役割に関する事項

（ウ）集団の会計処理に関する事項

- 2 事業実施年度の（1）に定める飼料作物作付地における（2）に定める飼料作物作付延べ面積を（3）に定める飼養頭数で除して得た面積が、基準面積（北海道においては40アール、都府県においては10アールとする。以下同じ。）以上であること（別添1のAの取組を実施する者を除く。）。ただし、酪農・肉用牛経営者組織については、各構成員及び当該組織それぞれの飼料作物作付延べ面積の合計を各構成員及び当該組織それぞれの飼養頭数の合計で除して得た面積が、基準面積以上であること。

- （1）飼料作物作付地は、以下の①から⑤のいずれかを満たす農地又は採草放牧地とする。

① 酪農・肉用牛経営者又はその家族及び酪農・肉用牛経営者組織が所有する農地又は採草放牧地。

② 酪農・肉用牛経営者又はその家族及び酪農・肉用牛経営者組織に利用権（農

業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。)が設定された農地又は採草放牧地(採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。)であり、次のいずれかの条件を満たすものをいう。

(ア) 農地法第3条に基づく農業委員会等の許可を受けた借入れ農用地

(イ) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)によって利用権が設定された借入れ農用地

(ウ) 河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等(市町村等)が証明していること。

③ その他、貸借契約書に目的、受託面積、貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの

④ 委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地であり、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、農地の所有者から農作業の委託を受けた飼料作物の作付地をいう。

(ア) 受託者が基幹的な作業の全てを受託し、受託者自ら作業を行うこと

(イ) 受託者が、その生産した飼料作物(所有権を委託者が有していると判断できるものをいう。)を委託者から買い取り、又は委託者から販売を受託して第三者に対し販売すること

(ウ) 委託者が、受託者への販売による収入又は受託者に販売を委託して得た収入の一部を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする

⑤ 耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農・肉用牛経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地をいう。

(2) 飼料作物作付延べ面積とは、以下の①から⑥のいずれかの公的機関等の書類により確認できる飼料作物作付地において事業実施年度に飼料作物が作付けされた面積であり、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、1作目の飼料作物作付面積に、2作目の飼料作物作付面積を加えた面積とする。

① 当該農地の取得または借入に係る農用地利用集積計画書(農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告されたもの)

② 農地法第3条の許可書

③ 土地登記簿

④ 土地課税台帳

⑤ 農業委員会で整理している農地基本台帳、賃貸借契約等登録台帳等の公的機関の書類

⑥ 実測等(土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、①から⑤の書類で確認が出来ない場合)

(3) 飼養頭数とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第3条第1項の牛個体識別台帳(以下「牛個体識別台

帳」という。)に記録されている、事業実施年度の4月1日における以下の①及び②の頭数の合計をいう。

① 酪農経営者については、満27か月齢以上のホルスタイン種、ジャージー種
その他乳用種の雌牛

② 肉用牛等経営者については、満7か月齢以上の繁殖雌牛、肥育牛、育成牛

- 3 別添1に掲げる温室効果ガス排出削減の取組を現に実施し、又は確実に実施することを示した計画(以下「実施計画」という。)を作成し、実施すること。
- 4 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)の別添1「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(以下「農業環境規範」という。)を実践し、農業環境規範の点検シートを用いた点検を実施していること。
- 5 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告を受けていないこと。受けている場合は、前年度までに改善措置を行っていること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)若しくは悪臭防止法(昭和46年法律第91号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。
- 6 事業への参加に係る確認事項に同意していること。
- 7 第4の3の規定により行う飼料作物作付面積及び温室効果ガス排出削減の取組の実施状況の現地確認等本事業の実施に関し協力すること。
- 8 牛個体識別台帳に登録されている酪農・肉用牛経営者等の情報の取得、加工、第三者(当事業を実施する上で必要最小限の範囲に限る)への提供その他の取扱いをすることについて同意していること。
- 9 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第3 交付金の交付対象及び交付単価

- 1 交付金の交付対象となる飼料(以下「交付金交付対象飼料」という。)、交付金の交付対象となる重量(以下「交付金交付対象重量」という。)、交付金の交付対象となる面積(以下「交付金交付対象面積」という。)及び交付金の交付対象となる頭数(以下「交付金交付対象頭数」という。)並びに交付単価は、別添2のとおりとする。ただし、別添2のB及びCの取組の交付金交付対象面積については、飼料作物作付面積から、第2の2の(1)の⑤の農地であって事業実施年度に水田活用の直接支払交付金(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)に基づき交付される交付金をいう。以下同じ。)の交付対象となっている農地の面積を除いた面積とする。
- 2 別添2のB及びCの取組の交付金の交付単価については、別添2の交付単価と併せ、以下のとおりとする。

- ア 交付金交付対象面積のうち 200 ヘクタール以下の部分に対しては、1.0 ヘクタール当たり 15,000 円以内
- イ 交付金交付対象面積のうち 200 ヘクタールを超え 400 ヘクタール以下の部分に対しては、1.1 ヘクタール当たり 15,000 円以内
- ウ 交付金交付対象面積のうち 400 ヘクタールを超える部分に対しては、1.2 ヘクタール当たり 15,000 円以内

第4 事業実施手続

本事業に係る手続は、農林水産省共通申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）を利用して行うことを原則とし、以下の1から6の手続において、別添4から10を使用した提出、報告及び通知に関する手続については、電子申請サービスの手続を利用することで実施したものとみなす。

1 事業参加申込み

- （1）本事業に参加しようとする酪農・肉用牛経営者等（以下「事業参加申込者」という。）は、実施計画（別添4－①）及び事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書（別添4－②）を添付した環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込書（別添4。以下、別添4－①及び別添4－②を含め「事業参加申込書」という。）を、都道府県協議会等（本別紙Ⅱの第1の2の事業実施主体をいう。以下同じ。）を経由して、又は直接、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- （2）都道府県協議会等は、事業参加申込者から提出された事業参加申込書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、別添5により環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込書総括表（別添5－①。以下「参加申込書総括表」という。）を作成し、（1）の事業参加申込書と併せて地方農政局長に提出するものとする。
- （3）地方農政局長は、牛個体識別台帳に登録されている各事業参加申込者の飼養頭数情報を取得した後、事業参加申込書の内容が第2の要件に適合しているか審査し、その結果を都道府県協議会等を経由して、又は直接、事業参加申込者に通知（別添6）するものとする。
- （4）地方農政局長は、（3）について、直接、事業参加申込者に通知した場合、速やかに農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に報告するものとする。
- （5）畜産局長は、地方農政局長から（4）に規定する報告があった場合には、速やかに全国団体（本別紙Ⅲの第1の1の事業実施主体をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 変更の申出

- （1）事業参加申込者は、事業参加申込書の内容に変更があったとき又は交付要件を満たせなくなったときは、速やかに都道府県協議会等を経由し、又は直接、地方農政局長に申し出るものとする。
- （2）都道府県協議会等は、事業参加申込者から（1）の申出があった場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

- (3) 地方農政局長は、事業参加申込者又は直接(1)の申出があった場合には、速やかに畜産局長に報告するものとする。
- (4) 畜産局長は、地方農政局長から(3)に規定する報告があった場合には、速やかに全国団体に通知するものとする。

3 現地確認等

- (1) 都道府県協議会等は、1の(3)の審査の結果、事業参加申込書が適当と認められた事業参加申込者に対して、第2の要件に適合していることについて、別添3に定める方法により現地確認等を行うものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、現地確認等について、必要に応じて都道府県の協力を得て行うものとする。
- (3) 都道府県協議会等は、現地確認等が終了した後、速やかに当該事業参加申込者ごとの環境負荷軽減型持続的生産支援事業現地確認等結果(別添7-①。以下「現地確認結果」という。)及び環境負荷軽減型持続的生産支援事業現地確認等結果総括表(別添7-②。以下「現地確認結果総括表」という。)を作成し、現地確認結果総括表を地方農政局長に提出するものとする(別添7)。また、都道府県協議会等は、現地確認の結果を事業参加申込者に通知するものとする。
電子申請の場合は、電子申請サービスに現地確認の結果を登録するものとする。
- (4) 地方農政局長は、都道府県知事に事業参加申込者の事業参加申込書の内容について協議を行うものとする(別添8)。この場合、協議を受けた都道府県は必要に応じて、現地確認等を行うことができるものとする。
- (5) 地方農政局は、必要に応じて都道府県協議会等又は都道府県の協力を得て現地確認等を行うことができるものとし、現地確認等を行う場合は、酪農・肉用牛経営者等に通知する。

4 交付申請

- (1) 本事業の交付金の交付を受けようとする事業参加申込者(以下「交付申請者」という。)は、1の(3)に規定する地方農政局長からの通知及び都道府県協議会等を経由して参加申込を行なった事業参加申込者にあつては、3(3)に規定する現地確認等の結果、適合している旨の通知を受領した後、環境負荷軽減型持続的生産支援事業交付金交付申請書(別添9。以下「交付申請書」という。)及び交付金交付先情報(別添9-①)を、都道府県協議会等を経由して、又は直接、地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、(1)の交付申請書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、交付申請書を地方農政局長に提出するものとする。

5 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長は、4により提出された関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、速やかに交付決定を行い、都道府県協議会等を経由して、又は直接、交付申請者に対し「環境負荷軽減型持続的生産支援事業における交付金の交付決定通知」(別添10)を交付した上で、交付金を交付する。

6 交付決定後の現地確認等

- (1) 全国団体は、畜産局長と協議の上、交付決定後の確認の対象とする交付申請者

(以下「交付後確認対象者」という。)を決定するものとする。

- (2) (1)の決定内容について畜産局長から通知を受けた地方農政局長は、交付後確認対象者に通知するものとする。
- (3) 全国団体は、(1)で決定した交付後確認対象者が、第2の要件に適合していることについて、別添3に定める方法により現地確認等を行うものとする。
- (4) 全国団体は、現地確認等について、必要に応じて地方農政局又は都道府県の協力を得て行うものとする。
- (5) 全国団体は、現地確認等が終了した後、速やかに交付後確認対象者ごとの現地確認結果(別添7-①)及び現地確認結果総括表(別添7-②)を作成し、現地確認総括表を畜産局長に提出するものとする。

7 交付申請者死亡時における交付金の交付の承継

- (1) 交付申請者が、交付申請後に死亡した場合において、当該交付申請者の経営を承継する者がいないときは、当該交付申請者の相続人は、当該交付申請者が存命の間、第2に掲げる各交付金の交付要件を全て満たしていることを前提として、当該交付申請者の交付金の交付を受けることができるものとする。

この際、交付金を受けるための要件のうち第2の1の(1)について、「年間」とあるのは、「交付申請者の存命の間」と読み替えるものとする。

- (2) (1)により交付金の交付を受けるための手続を行う者は、交付申請者の交付金の交付の承継に関する申出書(別添11)に、①交付申請者と相続関係があることを確認できる書類、②交付申請者が死亡したことを確認できる書類、③相続人本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、相続人の交付金交付先情報(別添11-①)を添付して、交付申請者死亡後、速やかに都道府県協議会等を経由して、又は直接、地方農政局に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは事業参加申込書の提出のあった年度内とする。

また、都道府県協議会等は、交付申請者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

第5 申請書類等の保存期間

本事業の交付金の交付を受けた者は、本事業の参加申込及び交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第6 交付決定の取消し

地方農政局長は、本事業の交付金の交付決定を受けた者が、①事業参加申込書又は交付申請書に事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請により交付金の交付決定を受けたことが判明した場合、②別添4-②の事業参加に係る確認事項に反していると認められた場合、③本事業の交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。また、これに加え、交付決定の取消しを受けた者に対し、翌年度以降の本事業への参加申込申請の不受理等の措置を講じることができるものとする。

第7 交付金の返還

- 1 地方農政局長は、第6により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 1により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長は、期限を指定してこれを督促するものとする。

第8 推進に必要な経費

本事業の周知、参加申請、要件確認等の事業の適正な実施に必要な経費については、都道府県協議会等及び全国団体を事業実施主体とする環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（本別紙のⅡ及びⅢ）により補助する。

Ⅱ 環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）

第1 事業内容

1 事業の取組内容

2に規定する本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる事業を実施するものとする。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の農業協同組合等に委託することができるものとする。

- （1）事業参加申込者（別紙のⅠの第4の1の（1）に定める事業参加申込者をいう。以下同じ。）等に対する指導・助言
- （2）事業参加申込者への事業参加申込書等の申請手続支援
- （3）飼料作物作付面積及び温室効果ガス排出削減の取組の現地確認等
- （4）温室効果ガス排出削減に資する取組による効果の検証の実施及び検証結果の報告
- （5）その他の環境負荷型持続的生産支援事業の推進に必要となる業務

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- （1）都道府県協議会（都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。以下同じ。）
- （2）やむを得ない事由により、都道府県協議会が実施主体となることが困難な場合にあっては、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県及び地方農政局長の協議により、事業実施主体となることを認められた者

第2 事業実施計画等

1 推進事業実施計画の提出

事業実施主体の長は、本事業の業務運営に必要な事項について記載した業務方法書及び環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）実施計画（以下「推進事業実施計画（地域型）」という。）（別添12-①及び別添12-②）を作成し、地方農政局長に提出するものとする（別添12）。

2 推進事業実施計画の承認

- （1）地方農政局長は、事業実施主体から1で提出された業務方法書及び推進事業実施計画（地域型）の内容を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。
- （2）地方農政局長は、（1）により承認した場合は、事業実施主体の長に通知するものとする。

第3 実施状況報告等

- 1 事業実施主体の長は、国の求めに応じて、温室効果ガス排出削減の取組による効果を検証し、地方農政局長を経由して畜産局長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体の長は、本事業の実施状況の報告（別添13）を取りまとめ、翌年度の7月末までに、地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2の規定に関わらず、必要に応じて事業実施主体の長に対し、随

時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体の長は地方農政局長の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第4 書類等の保存期間

事業実施主体の長は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第5 オンライン申請

- 1 事業実施主体は、第2の事業実施計画等及び第3の実施状況報告等については、農林水産省共通申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）を利用して提出等を行うことができる。ただし、電子申請サービスを利用して申請等をする際に、添付を要する資料等がある場合は、その一部又は全部を電子申請サービス以外の方法により提出することを妨げない。
- 2 地方農政局長は、1により申請等を行った事業実施主体に対し通知等を発出する場合は、電子申請サービスにより行うことができる。

Ⅲ 環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）

第1 事業内容

1 事業の取組内容

2に規定する本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる事業を実施するものとする。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の事業者等に委託することができるものとする。

- （1）事業参加申込者等（別紙のⅠの第4の1の（1）に定める事業参加申込者をいう。以下同じ。）に対する指導・助言
- （2）事業参加申込者への事業参加申込書等の申請手続支援
- （3）別紙Ⅰの第4の6に規定する現地確認等
- （4）温室効果ガス排出削減の取組による効果の検証の実施及び検証結果の報告
- （5）その他の環境負荷型持続的生産支援事業の推進に必要な業務

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、肉用牛に関する専門的な知識を有し、全国規模での活動が可能であること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- （3）主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- （4）農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は法人格を有しない団体であって畜産局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。
- （5）法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合は役員または営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- （6）特認団体の申請をする団体は、第2の1で定める推進事業実施計画（全国型）を提出する際、畜産局長の承認を受けるものとする（別添14）。

第2 事業実施計画等

1 推進事業実施計画の提出

事業実施主体の長は、環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）実施計画「以下「推進事業実施計画（全国型）」という。」（別添15－①及び別添15－①）を作成し、畜産局長に提出するものとする（別添15）。

2 推進事業実施計画の承認

- (1) 畜産局長は、事業実施主体から1の推進事業実施計画（全国型）の提出があった場合は、計画の内容を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するものとする。
- (2) 畜産局長は、(1)により推進事業実施計画（全国型）を承認した場合は、事業実施主体の長に通知するものとする。

第3 実施状況報告及び点検評価等

- 1 事業実施主体の長は、国の求めに応じて、温室効果ガス排出削減の取組による効果を検証し、畜産局長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体の長は、本事業の実施状況の報告（別添16）及び事業評価票（別添17）を取りまとめ、翌年度の7月末までに、畜産局長に報告するものとする。
- 3 畜産局長は、2の規定に関わらず、必要に応じて事業実施主体の長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体の長は畜産局長の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第4 書類等の保存期間

事業実施主体の長は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第5 オンライン申請

- 1 事業実施主体は、第2の1に規定する推進事業実施計画（全国型）及び第3の2に規定する実施状況報告等については、農林水産省共通申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）を利用して提出等を行うことができる。ただし、電子申請サービスを利用して申請等を行う際に、添付を要する資料等がある場合は、その一部又は全部を電子申請サービス以外の方法により提出することを妨げない。
- 2 畜産局長は、1により申請等を行った事業実施主体に対し通知等を発出する場合は、電子申請サービスにより行うことができる。

別添 1 (I の第 2 の 3 関係)

温室効果ガス排出削減の取組

取組事項		取組内容
A 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換		・ 耕種農家と供給契約を締結し、水田において新たに水稻等から転換して生産された青刈りとうもろこしや牧草等（飼料用米及び稲ホールクロップサイレージを除く。）を輸入飼料に代えて牛に給与すること。
B 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減	① 放牧の実施	飼料作物作付地において、申請年度内に以下に示す対象牛及び 1 頭当たりの放牧日数以上の放牧を実施すること（対象牛の頭数は、個体識別台帳に記録されている、その年度における 4 月 1 日の経営内の飼養頭数とする。以下同じ）。 ア 酪農経営者は、満 27 か月齢以上の牛又は満 7 か月齢から 18 か月齢までの乳用後継で 1 頭当たりの放牧日数 90 日以上（乳用後継牛については預託放牧も可） イ 肉用牛等経営者は、満 7 か月齢以上の牛で 1 頭当たりの放牧日数 120 日以上（預託放牧も可）
	② 飼料作物の不耕起栽培	・ 経営内の飼料作物作付地において、飼料作物の不耕起栽培を実施すること。 ・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の 5 割以上で取り組むこと。ただし、永年性飼料作物の不耕起栽培を実施する場合は、飼料作物作付地の面積の 1 割以上で簡易更新により播種すること。
	③ 消化液の利用	・ 経営内の飼料作物作付地において、メタン発酵処理施設の消化液を利用した栽培を実施すること。 ・ 経営内の飼料作物作付延べ面積の 5 割以上で取り組むこと。
	④ 化学肥料の削減	・ 以下のア又はイのうち、1 つを実施すること。 - ア 経営内の飼料作物作付延べ面積の 8 割以上に牧草を作付けする場合に、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から 3 割程度以上削減すること。ただし、草地更新の際は化学肥料を使用することができる。草地更新以外の理由により、やむを得ず化学肥料を使用する場合は、飼料作物作付地の面積の 2 割以内とすること。 - イ 経営内の飼料作物作付延べ面積の 2 割以上にデ

			ントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。
特認取組 (酪農のみ)	⑤ 国産副産物の利用促進	・ 国産の農水産品副産物を土壌改良資材(石灰質資材)又は飼料の原料として使用すること。 ・ 土壌改良資材として副産物(ライムケーキ、ホタテ貝殻等)の使用を選択する場合に、経営内の飼料作物作付地の土壌分析を行った上で分析結果を利用し、施肥に併せて経営内の飼料作物作付地の面積の2割以上に散布すること。 ・ 飼料の原料として副産物(不整形野菜、豆腐粕等)の使用を選択する場合に、酪農家1戸当たり年間12トン以上を耕種農家等から直接入手し、飼料に調製して利用すること。	
	⑥ スラリー等の土中施用	・ 経営内の飼料作物作付地の面積の2割以上で、スラリー等の土中施用を実施すること。	
	⑦ 農薬使用量の削減	・ 以下のア又はイのうち、1つを実施すること。 ア 経営内の飼料作物作付延べ面積の8割以上に牧草を作付けする場合に、無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は農薬を使用することができる。草地更新以外の理由により、やむを得ず農薬を使用する場合は、飼料作物作付地の面積の2割以内とすること。 イ 経営内の飼料作物作付延べ面積の2割以上にデントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。	
	⑧ 草地のポイント更新技術の活用	・ 経営内の飼料作物作付地の面積の2割以上を解析した上で、ドローン等を活用した必要箇所の部分的な施肥又は除草に取り組むこと。	
C 有機飼料の生産			・ 経営内の飼料作物作付地において、「有機飼料の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1607号)」に定める有機飼料又は「有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号)」に定める有機畜産用自家生産飼料を生産してい

	ること。
D 牛からのメタンガス排出の削減（酪農のみ）	・ 脂肪酸カルシウムの給与計画を作成すること。 ・ 脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料を満27か月齢以上の牛1頭当たり年間10キログラム以上給与すること。 ・ 本事業において、過去に牛からのメタンガス排出の削減の取組により、交付金の交付を受けていないこと（令和3年度環境負荷軽減型酪農経営支援事業において取組を実施した者を含む。）。

注1）都道府県においては、以下の基準を策定すること。

- ・ デントコーン・ソルガム等の適正な品種・植栽密度を規定する栽培基準
- ・ 化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法

注2）地域の慣行基準は、基本的に、化学肥料については化学肥料の窒素成分量の合計について、また、農薬については化学合成農薬の有効成分量について、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定）すること。

注3）「経営内の飼料作物作付地（又は飼料作物作付延べ面積）」とは、飼料作物作付地（又は飼料作物作付延べ面積）から別紙10のIの第2の2（1）⑤に定める契約栽培地の飼料作付地（又は飼料作付延べ面積）を除いたものである。

注4）令和4年度に限り、脂肪酸カルシウムの給与を選択する場合は、令和4年6月30日までに給与計画を作成し、経産牛1頭あたり年間7.5キログラム以上給与すること。

別添 2 (I の第 3 の 1 関係)

交付金の交付対象及び交付単価

取組事項		交付対象 (注 1)	交付単価
A 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換		基準年(事業参加初年度の前年度)から拡大転換して生産された以下のア又はイの飼料作物(拡大転換後 5 年限り) (注 2) ア: 青刈りとうもろこし等 イ: 牧草	交付対象の飼料作物を酪農・肉用牛経営者が飼料として受領した際の重量(トン) (注 3) に対し、 ア: 2,000 円/トン以内 (540 トンを上限) イ: 800 円/トン以内 (1,350 トンを上限)
B 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組	① 放牧の実施	飼料作物作付延べ面積 (注 4)	・ 酪農経営者については、①～④の取組に加え、⑤～⑧の特認取組を含めた 8 つの取組から 2 つ実施した場合: 15,000 円/ha 以内 ・ 肉用牛等経営者については、①～④の 4 つの取組から 2 つ実施した場合: 15,000 円/ha 以内 (10ha を上限)
	② 飼料作物の不耕起栽培		
	③ 消化液の利用		
	④ 化学肥料の削減		
	⑤ 国産副産物の利用促進		
	⑥ スラリー等の土中施用		
	⑦ 農薬使用量の削減		
	⑧ 草地のピンポイント更新技術の活用		
C 有機飼料の生産		飼料作物作付延べ面積 (注 4)	45,000 円/ha 以内 (B の取組との重複)

		は不可)
D 牛からのメタンガス排出の削減（酪農のみ）	給与対象牛（１年限り）	2,000円/頭以内 （一経営体当たり 100頭を上限）

- 注１）交付金対象重量は、0.1 トン（100kg）未満を切り捨て、交付金対象面積は、0.1 ヘクタール（10 アール）未満を切り捨てとする。
- 注２）飼料作物作付地において二毛作又は二期作を行っている場合であっても、１作目に作付けされた飼料作物のみを対象とする。
- 注３）酪農・肉用牛経営者等が飼料受領時の重量を計測できない場合は、交付単価を、交付対象飼料の飼料作物作付地の面積当たりの単価とし、ア：88,000 円/ha、イ：24,000 円/ha とする。
- 注４）第２の２の（１）の⑤の農地であって当該年度に水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付される交付金をいう。）の交付対象となっている農地の面積を除く。

別添 3（Ⅰの第 4 の 3 関係）

環境負荷軽減型酪農経営支援事業に係る現地確認等の実施手順

第 1 事業参加者は、現地確認等に当たり、別紙 10 のⅠの第 2 に定める交付要件に係る資料等を現地確認実施者に提供するものとする。

第 2 現地確認等の実施者は、以下に従い、事業参加者が別添 10 の第 2 に定める要件を満たしているか確認するものとする。

1 酪農・肉用牛経営者又は酪農・肉用牛経営者組織の要件確認

- （１）作業日誌、購入・販売伝票により、出荷・販売実績を確認するものとする。
- （２）組織の場合は、別紙 10 のⅠの第 2 の 1（２）の要件を満たしていることを確認するものとする。

2 飼料作物作付面積の確認

- （１）都道府県協議会等は、事業参加申込者が事業参加申込書に正しく飼料作物作付地の面積及び飼料作物作付面積を記入しているか確認するとともに、別紙 10 のⅠの第 2 の 2 に定める基準面積に係る要件を満たしていることを確認するものとする。
- （２）都道府県協議会等は、参加申込書に記載されている飼料作物作付地について飼料作物が作付けされていることを確認するものとする。
- （３）都道府県協議会等は、別添 1 の A、B 及び C の取組に係る実施計画に記載されている飼料作物作付地について、事業実施年度における水田活用の直接支払交付金の交付申請状況又は交付実績の有無を確認するものとする。
- （４）都道府県協議会は、参加申込書に記載されている飼料作物作付地に契約栽培地が記載されている場合は、ア及びイの事項を約した契約に基づき、飼料の生産の一部又は全部を農地の所有者又は借受者である耕種農家等若しくは耕種農家等から農地の利用を委託されたコントラクター等へ委託されていることを確認するものとする。

ア 耕種農家等又はコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積

イ 酪農・肉用牛経営者等は耕種農家等又はコントラクター等が行う役務若しくは生産された飼料作物に対する対価を支払うこと。ただし、支払については、現物と相殺できるものとする。

3 実施計画の確認

都道府県協議会等は、事業参加者が別紙 10 のⅠの第 4 の 1（１）に規定する実施計画に基づき温室効果ガス排出削減の取組を実施していること、又は実施することが確実であることを確認するものとする。

4 農業環境規範の実施状況の確認

都道府県協議会等は、事業参加者が農業環境規範を実践しており、事業実施年度において点検シートにより実践状況を点検していることを確認するものとする。

5 家畜排せつ物の管理状況等の確認

- （１）都道府県協議会等は、事業参加者が家畜排せつ物の管理について、別紙 10 のⅠ

の第2の5に規定する指導等を受けていないか確認し、指導等を受けている場合は、前年度までに改善措置を終了していることを確認するものとする。

- (2) 都道府県協議会等は、事業参加者が別紙10のIの第2の5に規定する環境関係の法令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられた場合は、事業への参加申請日が、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していることを確認するものとする。

6 申請書類等の保存状況の確認

都道府県協議会等は、事業参加者が本事業の申請書類、別紙10のIの第2の要件を満たしていることが確認できる書類等を保存していることを確認するものとする。

別添４（Ⅰの第４の１（１）関係）

環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込書

年 月 日

（〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長） 殿

環境負荷軽減型持続的生産支援事業に参加するため、持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅠの第４の１（１）に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1. 事業参加申込者

経営区分	
氏名又は法人・組織名	フリガナ
代表者氏名 (法人・組織の場合)	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	(電話番号)
	(電子メール)

注１）経営区分には、酪農経営者、酪農経営者組織、肉用牛経営者、肉用牛経営者組織のいずれかを記載。

注２）組織で参加する場合は、別添４－①（組織構成員）を提出すること。

2. 法令等の順守状況

(1) 農業環境規範の実践^{※1}

該当するものにチェック	
☐ 実践している	☐ 実践していない

※1 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添1「環境と調和のとれた農業生産活動規範」

(2) 家畜排せつ物管理に関する指導等※2

該当するものにチェック		
☐ 指導等を受けていない	☐ 指導等を受けたが、前年度までに改善済み	☐ 指導を受けたがまだ改善していない

※2 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告

(3) その他環境法令の違反※3

該当するものにチェック	
☐ 無	☐ 有

※3 以下の法律または命令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過していない場合は、有にチェックを記載。

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ②湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ③水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ④悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ⑤以上の法律に基づく命令の規定

3. (独) 家畜改良センターへの農家マスタ登録内容

牛個体識別に係る管理者等コード番号	氏名	住所

注) 複数の登録がある場合は、全て記載すること。また、組織で参加する場合は、別添4-①（組織構成員）に全ての構成員について記載すること。

4. 取組内容

取組		メニュー	実施する取組 に○を記載
A	輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換	青刈りとうもろこし	
		牧草	
B	飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減	<基本取組>	
		①放牧の実施	
		②飼料作物の不耕起栽培	
		③消化液の利用	
		④化学肥料の削減	
		<特認取組（酪農のみ）>	
		⑤国産副産物の利用促進	
		⑥スラリーの土中施用	
		⑦農薬使用量の削減	
		⑧草地のピンポイント更新技術の活用	
C	有機飼料の生産		
D	牛からのメタンガス排出の削減（酪農のみ）		

別添４－① 実施計画

（取組Ａ 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換）

１．青刈りとうもろこし等の作付状況

飼料作物名：

	大字（字）・地番	作付面積 (アール) ※１	飼料重量 (トン) ※１	契約相手の氏名	確認書類等の名称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
	小 計 ※２				

※１ 飼料作付面積又は飼料重量のいずれかを記載。ただし、飼料重量については、飼料として酪農・肉用牛経営者が受領した際測定した重量。

※２ 10アール未満を切り捨てとする。

2. 牧草等の作付状況

飼料作物名：

	大字（字）・地番	作付面積 (アール) ※ 1	飼料重量 (トン) ※ 1	契約相手 氏名 ※ 2	確認書類等の名称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
	小 計 ※ 2				

※ 1 飼料作付面積又は飼料重量のいずれかを記載。ただし、飼料重量については、飼料として酪農・肉用牛経営者が受領した際測定した重量。

※ 2 10アール未満を切り捨てとする。

別添 4－① 実施計画
(取組 B、C、D 共通)

1. 飼料作付状況

(1) 経営内の飼料作付地 (別紙10の I の第 2 の 2 (1) ①から④に該当する農地又は採草牧草地)

	大字 (字) ・地番	1 作目面積 (アール)	2 作目面積 (アール)	1 作目		2 作目		確認書類等の名称※ 3
				飼料作物の 種類※ 1	作物名 ※ 2	飼料作物の 種類※ 1	作物名 ※ 2	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
	小 計							

- ※ 1 デントコーン等、単年生牧草、永年生牧草のいずれか該当するものを記載
- ※ 2 青刈りとうもろこし、子実とうもろこし、ソルゴー、牧草、その他のいずれか該当するものを記載
- ※ 3 農用地利用集積計画書、農地法第 3 条の許可書、土地登記簿、土地課税台帳、農地基本台帳、耕作証明書、賃貸借契約書等登録台帳、河川占用許可証、実測図面、GPS等、具体的な名称を記載

(2) 契約栽培地 (別紙10の I の第2の2 (1) ⑤に該当する農地又は採草牧草地)

	大字 (字) ・地番	契約相手 氏名	1 作目面積 (アール)	2 作目面積 (アール)	1 作目		2 作目		確認書類等の名 称
					飼料作物の 種類※1	作物名※2	飼料作物の 種類※1	作物名※2	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
	小 計								

※1 デントコーン等、単年生牧草、永年生牧草のいずれか該当するものを記載

※2 青刈りとうもろこし、子実とうもろこし、ソルゴー、牧草、その他のいずれか該当するものを記載

別添４－① 実施計画

(取組B 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減)

２．取組計画

取組	取組内容 (注１)	取組計画	
基本取組 (酪農・肉用牛経営)			
① 放牧の実施	乳用牛 (27か月齢以上)	・放牧対象牛の頭数	() 頭
	乳用牛 (7～18か月齢)	・1頭当たり放牧日数	() 日/頭
	肉用牛 (7か月齢以上)		
② 不耕起栽培	単年生 飼料作物	・単年生作物の作付面積 ・作付割合 ・不耕起栽培の実施面積	() アール () 割 () アール
	永年生 飼料作物	・永年生作物の作付面積 ・作付割合 ・簡易更新の実施面積	() アール () 割 () アール
③ 消化液の利用		・実施面積 ・実施面積割合	() アール () 割
④ 化学肥料利用量の削減	牧草	・牧草の作付延べ面積 ・作付延べ面積割合 ・慣行基準の名称・策定組織名 ・化学肥料の削減割合	() アール () 割 () () 割
	デント コーン等	・デントコーン等の作付延べ面積 ・作付延べ面積割合 ・慣行基準の名称・策定組織名 ・化学肥料の削減割合	() アール () 割 () () 割
特認取組 (酪農経営のみ)			
④ 国産副産物の利用促進	土壌 改良材	・副産物の種類 ・副産物施用面積 ・副産物施用面積割合 ・土壌の分析箇所数	() () アール () 割 () 箇所
	飼料 原材料	・飼料原料とする副産物名 ・副産物の利用量	() () トン・年
⑤ スラリー等の土中施用		・土中施用面積 ・土中施用面積割合	() アール () 割
⑥ 農薬使用量の削減	牧草	・牧草の作付延べ面積 ・作付延べ面積割合	() アール () 割
	デント コーン等	・デントコーン等の作付延べ面積 ・作付延べ面積割合 ・慣行基準の名称・策定組織名 ・農薬の削減割合	() アール () 割 () () 割
⑦ 草地のピンポイント更新技術の活用	除草	・植生解析実施面積	() アール
	施肥	・植生解析実施面積割合	() 割

構成員名

(経営体組織で参加する場合(注2))

(注1) 実施する取組(2つ)に○を記入。

(注2) 構成員により取組が異なる場合は、構成員ごとに作成すること。

別添 4－① 実施計画
(取組 C 有機飼料の生産)

2. 取組計画

(1) 認証の取得状況

認定を受けているものに○を記載。

	有機畜産物の日本農林規格		有機飼料の日本農林規格
--	--------------	--	-------------

(2) 有機飼料の作付状況

飼料作物名：

	大字 (字) ・地番	作付面積 (アール)		契約相手 氏名 ※ 1	確認書類等の名称 ※ 2
		1 作目	2 作目		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
	小 計 ※ 3				

※ 1 契約栽培地の場合は契約相手の氏名を記載。

※ 2 農用地利用集積計画書、農地法第 3 条の許可書、土地登記簿、土地課税台帳、農地基本台帳、耕作証明書、賃貸借契約書等登録台帳、河川占用許可証、実測図面、GPS等、具体的な名称を記載。

※ 3 10アール未満を切り捨てとする。

別添 4－① 実施計画

(取組D 脂肪酸カルシウムの給与)

2. 取組計画

(1) 飼料の名称

(2) 給与計画

給与対象頭数	頭
--------	---

給与期間	年	月	日	～	年	月	日
------	---	---	---	---	---	---	---

給与量	トン/経営体	kg/頭
-----	--------	------

別添4-① 実施計画
(組織構成員)

[illegible]

事業参加に係る確認及び 個人情報の取扱いに関する同意書

1 事業参加に係る確認事項

1. 事業参加者は、持続的生産強化対策事業実施要領の別紙 10 環境負荷軽減型持続的生産支援（以下「エコ畜事業実施要領」という。）をよく読むなど、事業の趣旨や内容をよく理解すること
2. 事業参加者は、エコ畜事業実施要領の別添 1 に示す環境負荷軽減型持続的生産支援事業の取組内容を理解の上、自ら作成した実施計画に基づき取組を実施すること。
3. 事業参加者は、事業参加申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
4. 都道府県協議会等を通じて参加申込を行う事業参加者は、都道府県協議会等による参加申込内容の確認及び現地確認に協力すること。
5. 事業参加者は、申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を 5 年間保管するとともに、農林水産本省、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び現地確認等を実施する事業者からの求めに応じて提供すること。
6. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に実施される確認の対象となった事業者は、現地確認等の実施に協力すること。
7. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合、現地確認を拒否した場合、その他のエコ畜事業実施要領に違反した場合には、交付金を返還すること。虚偽の申請やエコ畜事業実施要領に違反した場合は、その後の本事業への申請を行わないこと。

2 個人情報の取扱いに関する同意事項

1. 個人情報の利用

農林水産省本省及び地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、環境負荷軽減型持続的生産支援事業の交付金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。

2. 個人情報の第三者提供

（1）農林水産省本省及び地方農政局は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体に、必要最小限の参加申込内容を提供します。

（2）農林水産本省及び地方農政局は、事業参加申込者の牛の飼養頭数を確認する目的で、独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベース情報^(※)を利用するため、事業参加申込者から提供された農家マスタ情報（管理者等コード番号、氏名、住所）を独立行政法人家畜改良センターに提出します。

（※）牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 3 条に規定された牛個体識別台帳に記録された事項及びその関連する記録事項

（3）農林水産本省及び地方農政局は、本事業の交付金交付後の現地確認等を実施するため、事業参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、現地確認等を実施する事業者を提供します。

私は、1 の事項について確認し、2 の事項について同意します。

年 月 日
(本人署名)

別添 5（Ⅰの第 4 の 1（2）関係）

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援事業の参加申込状況（提出）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅠの第 4 の 1（2）の規定に基づき、環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込書総括表及び事業参加申込書を提出します。

環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込状況総括表

〇〇県（都道府）協議会

枚/総枚数

/

整理 番号	事業参加者氏名	経営 区分 （注２）	取組A 交付金交付申請面積 （アール）（注３）	取組B 交付金交申請面積 （アール）（注４）	取組C 交付金交付申請面積 （アール）（注４）	飼料作物作付面積 【基準面積算定用面 積】 （アール）（注３）	作付面積の書類確認 （適・不適）	農業環境規範等の実践の確 認（適・不適）	家畜排せつ物の管理状況 （注５）		その他環境法令の 違反の有無 （注６）	取組B 取組番号 （注７）		取組D 交付金交付 申請頭数 （頭）
									指導等の有無	指導等に対する改善状況		(1)	(2)	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
	【合計人数】（名）			【合計面積】（アール）	【合計面積】（アール）	【合計面積】（アール）								

注) 1 組織は、各構成員ごとに記入。
注) 2 酪農経営組織は１、酪農経営者組織は２、肉用牛経営者は３、肉用牛経営者組織は４を記載。
注) 3 10アール未満を切り捨てとする。
注) 4 10アール未満を切捨てとする。水田活用の直接支払交付金の交付対象となっている面積は除く。
注) 5 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第４条及び第５条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいう。
注) 6 その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。
注) 7 実施計画に記載されている取組に該当する番号を記載。

基本取組

- 1 放牧の実施
- 2 不耕起栽培
- 3 消化液の利用
- 4 化学肥料利用量の削減

特認取組

- 5 国産副産物の利用促進
- 6 スラリーの土中施用
- 7 農薬使用量の削減
- 8 草地のピンポイント更新

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長

令和〇〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込（結果通知）

〇月〇日付けで申請のあった環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込について、
審査の結果、下記のとおり承認しましたのでお知らせします。

記

1 整理番号
〇〇〇〇

2 取組 A（要件：適・不適）
交付金交付対象重量又は面積
青刈りとうもろこし等
牧草

	ヘクタール/トン
	ヘクタール/トン

3 取組 B（要件：適・不適）
交付金対象面積

	ヘクタール
--	-------

4 取組 C（要件：適・不適）
交付金対象面積

	ヘクタール
--	-------

5 取組 D（要件：適・不適）
交付金対象頭数

	頭
--	---

6 組織の構成員人数（酪農・肉用牛経営者組織の場合）
構成員人数

	人
--	---

別添 7（Ⅰの第 4 の 3（3）関係）

番 号
年 月 日

〔
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕 殿

（事業実施主体 名称・代表者名）

令和〇〇年度に係る環境負荷軽減型持続的生産支援事業現地確認等の結果
（報告）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第
〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅠの第 4 の 3（3）の規定
に基づき、環境負荷軽減型持続的生産支援事業現地確認等の結果を報告します。

環境負荷軽減型持続的生産支援事業現地確認等結果

協議会名／団体名

1. 現地確認等実施者氏名等

実施年月日	実施者の所属組織等の名称	実施者の氏名
年 月 日		

2. 事業参加者氏名

フリガナ		フリガナ	
氏名又は法人、組織名		代表者氏名(法人、組織のみ)	

3. 整理番号

整理番号

4. 飼料作物作付状況

現地確認等後 取組A 交付申請面積 (注1)	現地確認等後 取組B 交付申請面積 (注2)	現地確認等後 取組C 交付申請面積 (注2)	①現地確認等後 飼料作物作付面積 【基準面積算定用面積】 (注1)	②飼養 頭数	③＝①/② (1アール未満切捨て)	基準面積クリア 確認欄 ③≧ <table><tr><td>北海道</td><td>40a</td></tr><tr><td>都府県</td><td>10a</td></tr></table>		北海道	40a	都府県	10a
北海道	40a										
都府県	10a										
アール	アール	アール	アール	頭	アール／頭	適	不適				

注1) 10アール未満切捨て後の合計面積。
注2) 水田活用の直接支払交付金の対象面積を除いた上で、10アール未満切捨てた合計面積。

【以下の5、6について、組織の場合は構成員ごとに記載。】

5. 取組の実施状況

取組A		取組B		取組C		取組D	
適	不適	適	不適	適	不適	適	不適
(備考)		(備考)		(備考)		(備考)	

6. 法令等の遵守状況

農業環境規範等の実践		家畜排せつ物等の管理状況(注3)				その他環境法令 の違反の遵守(注4)	
		指導等の有無		指導等に対する 改善の状況			
適	不適	有	無	適	不適	適	不適

注3) 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいう。改善状況については、事業実施の前年度までに改善を行っていない場合は「不適」となる。
注4) その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過していない場合は「不適」となる。

【組織等の構成員は以下に御記入ください。】

枚/総枚数 _____ / _____

構成員1

フリガナ	
構成員氏名	

5. 取組の実践状況

取組A		取組B		取組C		取組D	
適	不適	適	不適	適	不適	適	不適
(備考)		(備考)		(備考)		(備考)	

6. 法令等の遵守状況

農業環境規範等の実践		家畜排せつ物等の管理状況(注4)				その他環境法令 の違反の有無(注5)	
		指導等の有無		指導等に対する 改善の状況			
適	不適	有	無	適	不適	適	不適

構成員2

フリガナ	
構成員氏名	

5. 取組の実践状況

取組A		取組B		取組C		取組D	
適	不適	適	不適	適	不適	適	不適
(備考)		(備考)		(備考)		(備考)	

6. 法令等の遵守状況

農業環境規範等の実践		家畜排せつ物等の管理状況(注4)				その他環境法令 の遵守(注5)	
		指導等の有無		指導等に対する 改善の状況			
適	不適	有	無	適	不適	適	不適

環境負荷軽減型持続的生産支援事業現地確認等結果総括表

〇〇県(都道府)協議会

枚/総枚数 /

整理 番号	事業参加者（注1）		経営 区分 （注2）	取組A 対象面積 （アール）	取組B 対象面積 （アール） （注4）	取組C 対象面積 （アール） （注4）	基準 面積の 確認 （適・不適）	取組状況の確認 （適・不適）				農業 環境 規範等 の実 践の 確認 （適・不適）	家畜排せつ物の管 理状況 （注5）		その他 環境法 令の遵 守 （注6）	現地確認 年月日
	氏名	住所						取組A	取組B	取組C	取組D		指導等の 有無	指導等 に対する改 善の状況		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
【合計人数】				合計面積（注3）	合計面積（注3）	合計面積（注3）										
(人)																

注1）組織は、各構成員ごとに記入。

注2）酪農経営組織は1、酪農経営者組織は2、肉用牛経営者は3、肉用牛経営者組織は4を記載。

注3）10アール未満を切捨てとする。

注4）水田活用の直接支払交付金の交付対象となっている面積は除く。

注5）指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいう。改善状況については、事業実施の前年度までに改善を行っている場合は「適」、行っていない場合は「不適」と記載。

注6）その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過している場合は「適」、経過していない場合は「不適」と記載。

別添 8（Ⅰの第 4 の 3（4）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農政局長

令和〇〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援事業の参加申込内容に
関する協議

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第
〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅠの第 4 の 3（4）の規定
に基づき、環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込状況の内容について協議します。

令和〇〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援 参加申込状況(協議用)

都道府県名 _____

	氏名	住所	農業環境規範等の実践 (適・不適)	家畜排せつ物の管理(注1)		その他環境法令の遵守 (注2)	取組メニュー(注3)			
				指導等の有無	指導等に対する改善状況		取組A	取組B	取組C	取組D
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
合計 申込数(人)										

注1) 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいう。改善状況については、事業実施の前年度までに改善を行っている場合は「適」、行っていない場合は「不適」と記載。

注2) その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過している場合は「適」、経過していない場合は「不適」と記載。

注3) 実施する取組に○を記載。ただし、取組Bについては、選択したメニューの記号を記載

取組A 水田を活用した飼料生産

取組B 基本取組) 1 放牧の実施、2 不耕起栽培、3 消化液の利用、4 化学肥料利用量の削減
特認取組) 5 国産副産物の利用促進、6 スラリーの土中施用、7 農薬使用量の削減、8 草地のピンポイント更新

取組C 有機飼料の生産

取組D 脂肪酸カルシウムの給与

別添 9（Ⅰの第 4 の 4（1）関係）

環境負荷軽減型持続的生産支援事業交付金交付申請書

年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

環境負荷軽減型持続的生産支援事業の交付金の交付を受けたいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅠの第 4 の 4（1）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請者

整理番号	
経営区分	
氏名又は法人・組織名	フリガナ
代表者氏名 （法人・組織の場合）	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	（電話番号） （電子メール）

注 1）整理番号には、環境負荷軽減型持続的生産支援事業参加申込（結果通知）に記載された番号を記載。

注 2）経営区分には、酪農経営者、酪農経営者組織、肉用牛経営者、肉用牛経営者組織のいずれかを記載。

2 交付金の交付対象

取組 A

交付金交付対象重量又は面積

青刈りとうもろこし等 ヘクター/トン

牧草 ヘクタール/ ト ン

取組 B
交付金対象面積 ヘクタール

取組 C
交付金対象面積 ヘクタール

取組 D
交付金対象頭数 頭

3 組織の構成員人数（酪農・肉用牛経営者組織の場合）
構成員人数 人

別添 9－①（Ⅰの第4の4（1）関係）

交 付 金 交 付 先 情 報

事業参加申込者氏名	
フリガナ	
氏名又は法人、組織名	
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織の	

住所			
(〒)			
都道府県		市区町村	
電話	[]	FAX	[]
E-mail	@		

交付金振込口座	金 融 機 関 名(ゆうちょ銀行は除く。)				支店名				種 目							
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 普通 ☐ 通知 ☐ 組合勘定							
	口座番号										金融機関コード		支店コード			
	(7桁に満たない場合は、右詰めで記入)															
	口座名義	フリガナ														
		漢字														
	《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》															
	口座番号		記号				CD/再発行		番号(右詰めで記入)							
口座名義	フリガナ															
	漢字															

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。

上記の交付金振込口座の情報（口座番号、名義など）が分かる通帳のページやキャッシュカード等のコピーを添付してください。

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長

環境負荷軽減型持続的生産支援事業における交付金の交付決定通知

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅠの第 4 の 5 の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定したので、通知します。

記

取組	区分	交付金交付対象 面積（ヘクタール） 重量（トン） 頭数	単価（円）	交付額（円）
		（A）		（A × B）
取組 A	青刈りとうもろこし等			
	牧草			
	計			
取組 B	効率化係数適用面積 （飼料作物作付面積）	（ ）		
取組 C	効率化係数適用面積 （飼料作物作付面積）	（ ）		
取組 D	—			
交付金額 合計				

別添 11（Ⅰの第4の7（2）関係）

事業参加申込者の交付金の承継（申出）

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

事業参加申込者住所
事業参加申込者氏名

整理番号

経営承継者又は相続人の住所
経営承継者又は相続人の氏名

環境負荷軽減型持続的生産支援事業の事業参加申込者の死亡により、私が変わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅠの第4の7（2）の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 交付金の交付の承継に係る事由の発生日

事由発生日	年	月	日
-------	---	---	---

2 持続的生産の承継等に係ること

	承継前の持続的生産 （事業参加申込者）	交付金の交付の承継をする事業 参加申込者の相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
整理番号		
住所		
	電話（ ）	電話（ ）

（注意事項）

- （1）①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類をそれぞれ添付してください。
- （2）相続人の口座で交付金の受領を希望する場合は、振込先となる口座名等を相続人の交付金交付先情報（別添 11－①）に記入し、添付してください。

別添11－①（Ⅰの第4の7（2）関係）

相 続 人 の 交 付 金 交 付 先 情 報

相続人氏名	
フリガナ	
氏名又は法人、組織名	
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織のみ)	

住所			
(〒)			
都道府県		市区町村	
電話	[]	F A X	[]
E-mail	@		

交付金振込口座	金 融 機 関 名 (ゆうちょ銀行は除く。)						支店名				種 目					
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金										☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 普通 ☐ 通知 ☐ 組合勘定					
	口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)										金融機関コード 支店コード					
	口座名義		フリガナ													
			漢字													
	《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》															
	口座番号						記号		CD/再発行		番号 (右詰めで記入)					
	口座名義		フリガナ													
漢字																

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。

番 号
年 月 日

〔 ○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

○○県（都道府）協議会長

令和○○年度環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）
実施計画（提出）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○○号・○畜産第○○号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙10のⅡの第2の1の規定に基づき、環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業実施計画の承認を申請します。

令和〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）
実施計画

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注 1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別添 12－②に記載すること。
- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別添 12-② (Ⅱ の第 2 の 1 関係)

委託先の主な取組内容と配分予定額

[illegible]

番 号
年 月 日

〔 ○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

○○県（都道府）協議会長

令和○○年度環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）
実施状況（報告）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○○号・○畜産第○○号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙10のⅡの第3の2の規定に基づき、事業の実施状況を報告します。

令和〇〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）
実施状況

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注 1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別添 13－②に記載すること。
- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別添 13-② (Ⅱ の第 3 の 2 関係)

委託先の主な取組内容と実績額

[illegible]

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

団 体 名
代表者の氏名

令和 4 年度持続的生産強化対策事業のうち環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）の特認団体承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○○号・○畜産第○○号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅢの第 1 の 2 の（6）に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業期間（令和 年 月～令和 年 月）

6 構成員

名 称	所 在 地	代 表 者 氏 名	備 考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料

別添 15（Ⅲの第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長

（事業実施主体名・代表者氏名）

令和〇〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）
実施計画（提出）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅢの第 2 の 1 の規定に基づき、環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業実施計画の承認を申請します。

令和〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）
実施計画

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注 1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別添 15－②に記載すること。
- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別添 15-② (Ⅲの第2の1関係)

委託先の主な取組内容と配分予定額

[illegible]

別添 16（Ⅲの第 3 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長

（事業実施主体名・代表者氏名）

令和〇〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（地域推進型）
実施状況（報告）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 10 のⅢの第 3 の 2 の規定に基づき、事業の実施状況を報告します。

令和〇〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）
実施状況

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注 1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別添 16－②に記載すること。
- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別添 16-② (Ⅲの第3の2関係)

委託先の主な取組内容と実績額

[illegible]

別添 17 (Ⅲの第3の2関係)

令和〇〇年度環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業（全国推進型）

事業評価票

[illegible]